

新たに急速充電設備の基準が改正されました

【 改正の背景 】

電気自動車ユーザーの走行距離延伸ニーズの増加や大容量の電池を搭載した電気自動車の開発が進められる中、近年、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受け、消防庁において全出力が 200kW を超える急速充電設備の火災危険性について検討を行ったところ、全出力が 200kW を超えることによる新たな火災危険性は確認されないことから、従来、変電設備とみなされていた急速充電設備も含め、全出力が 20kW を超える急速充電設備を対象火気設備等の対象とする旨の改正が行われました。その他、現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、省令が対象とする急速充電設備はコネクタ一型であることの明確化、分離型の急速充電設備への対応等、所要の改正が行われたため、印西地区消防組合火災予防条例の一部が、令和5年10月1日に改正されました。

【 変更内容 】

- ・最大出力が 200kW までであった上限を撤廃したこと
- ・急速充電設備は、コネクタを用いて充電するものであること など

【 届出について 】

- ・従前どおり、「急速充電設備」（全出力50kW以下のものを除く）については、工事開始の7日前までに管轄する消防署長へ届けでなければなりません。

【 変更開始日 】

- ・令和5年10月1日から施行

